

名古屋市公報	令和 2年 3月11日 第44号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市民会館条例施行細則等の一部を改正する規則	(観光・文化振興室) (第11号)	6
○ 名古屋市青少年文化センター条例施行細則の一部を改正する規則	(観光・文化振興室) (第12号)	8
○ 名古屋市債権管理条例施行細則の一部を改正する規則	(財政・税制課) (第13号)	10
○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	(子青・総務課) (第14号)	11
告 示		
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課) (第101号)	12
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課) (第102号)	14
○ 指定一般相談支援事業等の廃止について	(健福・障害者支援課) (第103号)	16
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課) (第104号)	17
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課) (第105号)	19
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課) (第106号)	21
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止	(健福・保護課) (第107号)	23
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課) (第108号)	24
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課) (第109号)	25
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課) (第110号)	26
○ 指定代理納付者の指定	(健福・保険年金課) (第111号)	27

○ 個人の市民税に関する申告期限の延長	(財政・市民税課)	(第112号)	28
○ 名古屋市農業センター駐車場の有料期間の変更について	(緑土・農業センター)	(第113号)	29
○ 清純な施設環境を保持すべき施設の指定の一部改正について	(健福・環境業務課)	(第114号)	30
○ 平成31年度一般廃棄物処理実施計画の一部改正	(環境・減量推進室)	(第115号)	34
○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の訂正について	(緑土・緑地管理課)	(第116号)	36
○ 名古屋市大高瀬木南土地地区画整理組合の事業計画の変更認可	(住都・市街地整備課)	(第117号)	37
○ 身体障害者福祉法による医師の指定	(健福・障害企画課)	(第118号)	38
○ 身体障害者福祉法による医師の指定辞退	(健福・障害企画課)	(第119号)	41
○ 名古屋市障害者スポーツセンターの臨時開館について	(健福・障害企画課)	(第120号)	42

選挙管理委員会告示

○ 各種直接請求等に必要な数について	(第1号)	43
--------------------	-------	----

選挙管理委員会規程

○ 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動費用収支報告書の閲覧に関する規程	(第4号)	45
--	-------	----

教育委員会告示

○ 教育委員会臨時会の開催について	(第5号)	48
-------------------	-------	----

名教委訓令

○ 名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程の一部改正	(第1号)	49
------------------------------	-------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	51
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	53
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	55
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	57
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	59
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	61
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	63

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市民会館条例施行細則等の一部を改正する規則（第11号）
 - 1 改正内容
名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）の制定に伴い、規定の整備を行います。
 - 2 施行期日
令和 2年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市青少年文化センター条例施行細則の一部を改正する規則（第12号）
 - 1 改正内容
名古屋市青少年文化センターの附属設備の16ミリ映写機を廃止します。
（別表関係）
 - 2 施行期日
令和 2年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市債権管理条例施行細則の一部を改正する規則（第13号）
 - 1 改正内容
民法（明治29年法律第89号）の一部改正に伴い、管理台帳の様式を改正します。（第 1号様式関係）
 - 2 施行期日
令和 2年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第14号）
 - 1 内容
名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第20号）中第 1条第 1項の表の改正規定のうち名古屋市宝生保育園及び名古屋市宮前保育園に係る部分の施行期日を令和 2年 4月 1日と定めるものです。

名 教 委 訓 令 の あ ら ま し

- 名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程の一部を改正する規程（第1号）
 - 1 改正内容
記録媒体の管理について、規定を整備します。（第51条関係）
 - 2 施行期日
発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程の規定は、令和 2年 3月 1日から適用します。

名古屋市民会館条例施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 4 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第11号

名古屋市民会館条例施行細則等の一部を改正する規則

(名古屋市民会館条例施行細則の一部改正)

第 1 条 名古屋市民会館条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

(指定管理者の選定)

第16条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第 1 条に基づく名古屋市観光文化交流局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

第19条第 1 項中「。以下「法」という。」を削り、同条第 2 項第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

第20条から第25条までを削り、第26条を第20条とする。

(名古屋市芸術創造センター条例施行細則の一部改正)

第2条 名古屋市芸術創造センター条例施行細則（平成6年名古屋市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

（指定管理者の選定）

第18条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16条）第1条に基づく名古屋市観光文化交流局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

第21条第1項中「。以下「法」という。」を削る。

第22条から第27条までを削り、第28条を第22条とする。

（名古屋市音楽プラザ条例施行細則の一部改正）

第3条 名古屋市音楽プラザ条例施行細則（平成8年名古屋市規則第80号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

（指定管理者の選定）

第18条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16条）第1条に基づく名古屋市観光文化交流局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

第21条第1項中「。以下「法」という。」を削り、同条第2項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第22条から第27条までを削り、第28条を第22条とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

名古屋市青少年文化センター条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月4日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第12号

名古屋市青少年文化センター条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市青少年文化センター条例施行細則（平成8年名古屋市規則第82号）の一部を次のように改正する。

別表映写設備の項中

「

35ミリ映写機	1 式	7,800円	スクリーン付 映写技術者は、使用者の負担とする。
16ミリ映写機	1 式	3,900円	スクリーン付 映写技術者は、使用者の負担とする。

を

「

35ミリ映写機	1 式	7,800円	スクリーン付
---------	-----	--------	--------

		映写技術者は、使用者の負担 とする。	に
--	--	-----------------------	---

改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市債権管理条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 4 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第13号

名古屋市債権管理条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市債権管理条例施行細則（平成24年名古屋市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中

「

時効中断事由	時効中断年月日
--------	---------

」を「

時効更新・ 完成猶予事由	時効更新年月日・ 完成猶予期間
-----------------	--------------------

」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市債権管理条例施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の名古屋市債権管理条例施行細則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 2年 3月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第14号

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期
日を定める規則

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第20号）中第 1条第 1項の表の改正規定のうち名古屋市宝生保育園及び名古屋市宮前保育園に係る部分の施行期日は、令和 2年 4月 1日とする。

名古屋市告示第 101号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 3月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
株式会社名古屋障 害者支援センター 名古屋市西区あし 原町 216番地	A型事業所ぱっぷ ー 名古屋市西区新道 一丁目25番23号	就労継続支援 A型	2310201369	令和 2年 2月 1日
株式会社親孝行 名古屋市中川区柳 森町2511番地	グループホームお やこうこう篠原 名古屋市中川区上 脇町 2丁目 120番 地	短期入所	2311301564	令和 2年 2月 1日
		共同生活援助	2321300309	令和 2年 2月 1日
株式会社D I P P S 名古屋市昭和区川 原通 8丁目37番地 の 2	リハビリカレッジ サニーズ前山 名古屋市昭和区川 原通 8丁目37番地 の 2	生活介護	2316200506	令和 2年 2月 1日
合同会社ココル	ココル	同行援護	2316200936	令和 2年

名古屋市昭和区石 仏町 1丁目37番地	名古屋市昭和区石 仏町 1丁目37番地	行動援護		2月 1日
株式会社ミトス 名古屋市緑区西神 の倉二丁目1314番 地	アイル保呂 名古屋市天白区保 呂町 517番地の 2	短期入所	2316401294	令和 2年 2月 1日
		共同生活援助	2326400187	令和 2年 2月 1日
株式会社輪華 名古屋市守山区大 字上志段味字稲堀 田新田1901番地の 1	優輪ケアステーシ ョンしだみ 名古屋市守山区大 字上志段味字稲堀 田新田1901番地の 1	居宅介護 重度訪問介護	2317601777	令和 2年 2月 1日
K O S E株式会社 名古屋市守山区元 郷二丁目 105番地	O n e H e a r t 名古屋市守山区元 郷一丁目1310番地	就労継続支援 B型	2317601785	令和 2年 2月 1日
特定非営利活動法 人H a n d s 名古屋市名東区高 針一丁目 802番地	咲彩 名古屋市名東区香 南二丁目 915番地	短期入所	2318001324	令和 2年 2月 1日
一般社団法人障が い者みらい創造セ ンター 名古屋市南区松池 町 1丁目19番地	みらせんステイ笠 寺 名古屋市南区松池 町 1丁目19番地	短期入所	2318101132	令和 2年 2月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 102号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 3月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
一般社団法人障害 者地域生活支援会 名古屋市守山区瀬 古東三丁目 915番 地	就労継続支援B型 はじめから 名古屋市守山区瀬 古東三丁目 915番 地	就労継続支援 B型	2310201112	令和 2年 1月 1日
株式会社マミー 名古屋市天白区原 一丁目1511番地	ヘルパーステーシ ョン和み庵 名古屋市天白区原 五丁目 208番地	居宅介護 重度訪問介護	2316400940	令和 2年 1月 8日
株式会社ニチイ学 館 東京都千代田区神 田駿河台二丁目 9 番地	ニチイケアセンタ ー元八事 名古屋市天白区元 八事一丁目 159番 地	同行援護	2316400171	令和 2年 1月18日
医療法人純正会	介護サポート太陽	居宅介護	2311301135	令和 2年

名古屋市中川区荒子二丁目40番地	名古屋市中川区荒子二丁目76番地	重度訪問介護		1月31日
株式会社D I P P S 名古屋市中川区川原通 8丁目37番地の 2	就労支援センター A b b e y カレッジ 名古屋市中川区前山町 3丁目26番地	就労移行支援	2316200506	令和 2年 1月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 103号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 2項及び第 4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 3月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
一般社団法人エスコートあいち 名古屋市緑区有松 1060番地	エスコートあいち 名古屋市緑区有松 1060番地	一般相談支援 特定相談支援	2338500198	令和 2年 1月20日
		障害児相談支援	2378500199	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 104号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 2年 3月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
しらかべ内科糖尿 病・高血圧・甲状 腺クリニック	名古屋市東区白壁二丁目 401番	令和元年12月 1日
港みみ・はな・の どクリニック	名古屋市港区港栄四丁目 3番 5号	令和元年10月 1日
大高はなえみクリ ニック	名古屋市緑区大高台三丁目 508番地	令和元年12月 1日
桜の咲クリニック	名古屋市名東区猪子石原三丁目 807 番地	令和元年12月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ルーツストーンデ ンタルクリニック	名古屋市千種区四谷通 2丁目10番地	令和元年12月 1日
杵中歯科クリニッ ク	名古屋市昭和区川名山町 155番地	平成31年 4月 1日
大橋デンタルオフ イス	名古屋市名東区藤が丘 105番地	令和元年 7月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ウエルシア薬局名 古屋十一屋店	名古屋市港区十一屋二丁目 224番地 の 1	令和元年12月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーシ ョンHOPE	名古屋市千種区今池五丁目19番12号	令和元年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 105号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 3月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	旧	ぼく歯科室
	新	泉おとなこども歯科
所 在 地	旧	名古屋市東区泉三丁目 7番 1号
	新	名古屋市東区泉三丁目17番 8号
変 更 年 月 日	令和元年11月26日	

医 療 機 関 名	すみれ歯科	
所 在 地	旧	名古屋市北区志賀町 1丁目41番地
	新	名古屋市北区萩野通 2丁目 7番地の 1
変 更 年 月 日	令和元年 9月26日	

2 訪問看護

医 療 機 関 名	はる訪問看護リハビリステーション	
所 在 地	旧	名古屋市熱田区大宝四丁目 1番30号
	新	名古屋市熱田区大宝三丁目10番 8号
変 更 年 月 日	令和元年11月15日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 106号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 3月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
あじま眼科クリニ ック	名古屋市北区楠味鋤二丁目1704番地	令和元年11月21日
辻町内科クリニッ ク	名古屋市北区辻町 1丁目32番地の 1	令和元年11月30日
安田内科クリニッ ク	名古屋市中村区太閤通 9丁目17番地	令和 2年 1月 1日
野並皮膚科	名古屋市天白区野並二丁目 348番地	令和元年11月30日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
K・D e n t a l O f f i c e 木村 歯科	名古屋市東区代官町33番 9号	令和元年12月17日
杵中歯科クリニッ ク	名古屋市昭和区川名山町 155番地	平成31年 4月 1日
木村ふれあい歯科	名古屋市瑞穂区豊岡通 3丁目49番地	平成30年11月26日
富田歯科医院	名古屋市中川区新家二丁目1901番地	令和元年12月31日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
漢方明昭堂薬局	名古屋市昭和区鶴舞三丁目12番13号	令和 2年 1月 1日
ドリーム薬局八事 店	名古屋市瑞穂区彌富町字緑ヶ岡 4番 地の16	令和 2年 1月 1日
ゆうあい南ゆう薬 局	名古屋市南区三条一丁目 4番 5号	令和 2年 1月 1日
グリーン調剤薬局 守山店	名古屋市守山区小幡南一丁目15番15 号	令和 2年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 107号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 2年 3月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
ゆかデンタルクリ ニック	名古屋市中川区供米田二丁目 106番 地	令和 2年 1月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 108号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 3月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
一社訪問看護ステーション	名古屋市名東区高社二丁目80番地	令和元年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 109号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 3月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
港みみ・はな・の どクリニック	名古屋市港区港栄四丁目 3番 5号	令和元年10月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
蜂谷歯科医院	名古屋市千種区鹿子殿 3番16	令和元年12月 9日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 110号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 3月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
六郷接骨院	名古屋市南区泉楽通 1丁目14番地	令和元年10月 8日
下山 美紀		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 111号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2第 6項の規定により、次のように指定代理納付者を指定しました。

令和 2年 3月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地
ユーシーカード株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目 1番 5号
株式会社ジェーシービー	東京都港区南青山五丁目 1番22号

2 指定代理納付者に納付させる歳入 国民健康保険料

3 指定代理納付者に納付させる始期 令和 2年 3月 2日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第 112 号

個人の市民税に関する申告期限の延長

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）第9条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2及び名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第19条に定める個人の市民税に係る申告に関する期限が令和2年3月16日に到来するものについては、その期限を同年4月16日まで延長します。

令和2年3月3日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市財政局税務部市民税課

名古屋市告示第 113号

名古屋市農業センター駐車場の有料期間の変更について

令和 2年名古屋市告示第45号の一部を次のように変更します。

令和 2年 3月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

使用料を納付しなければならない期間中「令和 2年 2月22日から同年 3月15日まで」を「令和 2年 2月22日から同年 3月 8日まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第 114号

清純な施設環境を保持すべき施設の指定の一部改正について

平成25年名古屋市告示第 216号（清純な施設環境を保持すべき施設の指定）の一部を次のように改正します。

令和 2年 3月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

東山公園	千種区田代町字瓶杣、天白町大字植田字植田山、東山元町 3丁目、東山通 5丁目及び星が丘山手 名東区にじが丘 1丁目、植園町 1丁目、植園町 3丁目、藤巻町 2丁目及び高針荒田 天白区天白町大字八事字裏山	名古屋市	を
------	---	------	---

」

「

東山公園	千種区田代町字瓶杣、天白町大字植田字植田山、東山元町 3丁目、東山通 5丁目及び星が丘山手 名東区にじが丘 1丁目、植園町 1丁目、植園町 3丁目、藤巻町 2丁目、猪高町大字高針字大久手及び字荒田並びに山香町	名古屋市	に、
------	---	------	----

」

	天白区天白町大字八事字裏山	
--	---------------	--

「

水分橋緑地	北区成願寺町字米ヶ瀬、字西浦、字寺西及び字北野、安井町字河野及び字薬師浦、米が瀬町並びに楠町大字味鉦字堂の前、字井之元、字政所、字南山、字生棚、字南中田、字南合戸、字冥加及び字名栗	名古屋市
-------	--	------

を

「

水分橋緑地	北区成願寺町字米ヶ瀬、字西浦、字寺西及び字北野、安井町字河野及び字薬師浦、米が瀬町並びに楠町大字味鉦字堂の前、字井之元、字政所、字南山、字生棚、字南中田、字南合戸、字冥加、字名栗及び字天道	名古屋市
-------	--	------

に、

「

庄内緑地	西区山田町大字上小田井字水方、字赤池、字東古川、字敷地、字大割、字文衛前、字西古川、字中島、字由池、字宮前及び字川瀬先並びに大字中小田井字東野方、字野方、字東末新田、字中野方、字五枚畑、字西蒲、字末新田、字三番割、字重畑、字内畑、字三右エ門裏、字大縄場、字高畑、字堤北下レ、字西堤、字伊勢林、字寺野、字池畑、字下見取、	名古屋市
------	---	------

を

	字北河原、字芳池、字東出、字高土井、字藤島、字拾町、字元屋敷、字西河原、字蒲割、字蒲、字大根畑及び字西川原	
--	---	--

」

「

庄内緑地	西区山田町大字上小田井字水方、字赤池、字東古川、字敷地、字大割、字文衛前、字西古川、字中島、字由池、字宮前及び字川瀬先並びに大字中小田井字東野方、字野方、字東末新田、字中野方、字五反畑、字西蒲、字末新田、字三番割、字重畑、字内畑、字三右エ門裏、字大縄場、字高畑、字堤北下レ、字川下レ、字西堤、字伊勢林、字寺野、字池畑、字下見取、字北河原、字芳池、字東出、字高土井、字藤島、字拾町、字元屋敷、字西河原、字蒲割、字蒲、字大根畑及び字西川原	名古屋市
------	---	------

に、

」

「

興正寺公園	昭和区八事本町	名古屋市
-------	---------	------

を

」

「

興正寺公園	昭和区八事本町	名古屋市
川名公園	昭和区川原通 7丁目、川原通 8丁目、 広小路 7丁目、広小路 8丁目、 花見通 1丁目及び広路字石流	名古屋市

に、

」

「

南陽中央公園	港区東茶屋三丁目	名古屋市
--------	----------	------

を

」

「

南陽中央公園	港区東茶屋三丁目	名古屋市
船頭場公園	港区船頭場四丁目、船頭場五丁目、 小賀須一丁目及び小賀須四丁目	名古屋市

に

」

改める。

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市告示第 115 号

平成31年度一般廃棄物処理実施計画の一部改正

平成31年度一般廃棄物処理実施計画（平成31年名古屋市告示第 185 号）の一部を次のように改正します。

令和 2 年 3 月 6 日

名古屋市長 河 村 たかし

食品廃棄物等資源化施設の表中

「

中部有機リサイクル株式会社	名古屋市守山区花咲台二丁目1102番地	食品廃棄物等
双葉興業株式会社	愛知県北名古屋市六ツ師大島 131 番地 1	

」

を

「

中部有機リサイクル株式会社	名古屋市守山区花咲台二丁目1102番	食品廃棄物等
株式会社ケミカルフォース	名古屋市港区潮見町37番10	
双葉興業株式会社	愛知県北名古屋市六ツ師大島 131 番 1	
オオブユニティ株式会社	愛知県大府市横根町惣作 236 番 1、240 番 1、240 番 6、243 番 1	

株 式 会 社 大 栄 工 業	三重県伊賀市真泥字東山 5024番地の4 外3筆	」
株 式 会 社 エ ム・シー・エス	三重県伊賀市島ヶ原8801番 地の8	
株 式 会 社 エ イ ゼ ン	愛知県半田市鵜ノ池町 104 番 8	
株 式 会 社 小 枿 屋	愛知県海部郡飛島村木場二 丁目80番	

に改め、市内で発生した一般廃棄物の市外民間施設での処理の表中

「

食品廃棄物等	資源化	638 t
--------	-----	-------

」

を

「

食品廃棄物等	資源化	5,667 t
--------	-----	---------

」

に改める。

名古屋市環境局ごみ減量部減量推進室

名古屋市告示第 116号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の訂正について

令和 2年名古屋市告示第76号により変更しました有料公園施設等の供用月日及び供用時間について、次のとおり訂正しますので告示します。

令和 2年 3月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

徳川園庭園

2 訂正内容

令和 2年 3月16日を供用しない日にする。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 117号

名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

令和 2年 3月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市緑区倉坂1515番地
- 3 設立認可の年月日
平成28年 1月 6日
- 4 変更認可の年月日
令和 2年 3月 6日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 118号

身体障害者福祉法による医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師を次のとおり指定しました。

令和 2年 3月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 名	指定年月日
名古屋市立東部医療センター (千種区)	小栗 雄介	肢体不自由	令和 2年 3月 1日
名古屋市立東部医療センター (千種区)	長崎 高也	ぼうこう直腸の機能障害	
総合上飯田第一病院 (北区)	黒田 憲治	心臓の機能障害	
大隈病院 (北区)	越前 康明	肢体不自由	
名古屋第一赤十字病院 (中村区)	江田 匡仁	心臓の機能障害	
名古屋第一赤十字病院 (中村区)	鈴木 省治	ぼうこう直腸の機能障害	
ゆうゆう診療所 (中村区)	武藤 恵美子	呼吸器の機能障害	

さかもと内科腎クリニック (中区)	坂本 いずみ	じん臓の機能障害
H I M E C L I N I C (中区)	武藤 大輔	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	大西 丈二	肢体不自由
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	小椋 俊太郎	視覚障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	岩崎 真一	聴覚、平衡、そしゃく の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	村島 美穂	じん臓の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	福田 悟史	呼吸器の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	柳田 剛	ぼうこう直腸の機能 障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	志賀 一慶	小腸の機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	鈴木 宰	音声・言語の機能障 害
中部労災病院 (港区)	山本 遥子	聴覚、平衡、音声・ 言語、そしゃくの機 能障害
医療法人宮崎クリニック (守山区)	宮崎 淳一	呼吸器の機能障害
眼科 はせ川こうクリニッ ク (緑区)	長谷川 公	視覚障害
ごうホームクリニック	伊藤 剛	肢体不自由

(天白区)			
-------	--	--	--

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 119号

身体障害者福祉法による医師の指定辞退

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 3条第 2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出がありました。

令和 2年 3月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別
名古屋ハートセンター (東区)	小山 裕	心臓の機能障害
中日病院 (中区)	山岡 哲哉	ぼうこう直腸の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	高橋 範子	肢体不自由

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 120号

名古屋市障害者スポーツセンターの臨時開館について

名古屋市障害者スポーツセンター条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第53号）第 2条第 3項の規定に基づき、次のとおり臨時に休館日に開館します。

令和 2年 3月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設の名称

名古屋市障害者スポーツセンター

2 臨時に開館する期日

令和 2年 5月 5日（火・祝）

令和 2年 5月 6日（水・休）

令和 2年 7月24日（金・祝）

令和 2年 7月25日（土）

令和 2年 9月22日（火・祝）

令和 3年 3月21日（日）

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市選挙管理委員会告示第1号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和2年3月5日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,642 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

335,258 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,397 人	熱 田 区	18,290 人
東 区	21,876 人	中 川 区	60,412 人
北 区	45,529 人	港 区	38,895 人
西 区	40,829 人	南 区	37,758 人
中 村 区	37,575 人	守 山 区	47,229 人
中 区	23,658 人	緑 区	66,534 人
昭 和 区	28,374 人	名 東 区	43,644 人
瑞 穂 区	29,823 人	天 白 区	43,536 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

313,677 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動費用収支報告書の
閲覧に関する規程をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

名古屋市選挙管理委員会規程第 4 号

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動費用収
支報告書の閲覧に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」とい
う。）第 192 条第 4 項の規定に基づき、法第 189 条の規定により名古屋市選
挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出された名古屋市議会の議員
及び名古屋市長の選挙の選挙運動に関する寄附及びその他の収入並びに支出
の報告書（以下「報告書」という。）の閲覧に関して必要な事項を定めるも
のとする。

(閲覧の請求)

第 2 条 報告書を閲覧しようとする者は、別記様式の選挙運動費用収支報告書
閲覧請求書を委員会に対して提出しなければならない。

(閲覧の時期)

第 3 条 前条の規定による請求及び閲覧は、執務時間中にしなければならない。

(閲覧の方法)

第4条 報告書の閲覧は、委員会が指定した場所で行わなければならない。

2 報告書は、指定された場所以外に持ち出してはならない。

3 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

(閲覧の中止等)

第5条 委員会は、前2条の規定に違反する者に対し、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式

選挙運動費用収支報告書閲覧請求書

(あて先)

名古屋市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 選挙 の選挙運動費用
収支報告書の閲覧を次のとおり請求します。

年 月 日

閲覧請求者

氏 名
(名 称)

住 所

電 話 番 号 () —

- 1 閲覧の範囲
- 2 閲覧の目的等
- 3 閲覧年月日
- 4 閲覧者氏名 (請求者と異なる場合のみ)

名古屋市教育委員会告示第 5号

教育委員会臨時会の開催について

令和 2年 3月 6日午後 4時30分教育委員会室において教育委員会臨時会を開催し次の議件を付議します。

令和 2年 3月 2日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する条例の制定について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名教委訓令第 1 号

事 務 局
各 公 所

名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程（平成16年名教委訓令第 3 号）
の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 2 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

第51条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、情報システム管理者及び所管課長が当該電子情報の消去を本市以外の者に委託するときは、証明書等により受託業者等が復元不可能な方法によって消去したことを確認するものとする。

附 則

- 1 この規程は、発布の日（以下「発布日」という。）から施行し、この規程による改正後の名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和 2 年 3 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 新規程第51条第 4 項後段の規定は、適用日以降に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約に基づき同項後段に規定する委託をする場合（発布日において契約が締結されているものを除く。）について適用する。
- 3 情報システム管理者及び所管課長は、適用日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約に基づき適用日以降に新規程第51条第 4 項後段に規定する委託をするときは、受託業者等と協議を行い、同項後段に規定する確

認を行うよう努めるものとする。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 3月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグエクスプレス荒子店

名古屋市中川区吉良町 138番地の 6

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後			変更 年月 日
名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所	
マックスバ リュ中部(株)	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中 区錦一丁目 18番22号	イオンビッ グ(株)	代表取締役 宮崎 剛	名古屋市中 村区名駅五 丁目25番 8 号	令和 元年 6月 1日
イオンビッ グ(株)	代表取締役 宮崎 剛	名古屋市中 村区名駅五 丁目25番 8 号	変更なし	代表取締役 小林 健太 郎	変更なし	令和 元年 9月 6日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

上段については、小売業者変更のため

下段については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 2年 1月27日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 3月 2日から同年 7月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 7月 2日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年3月2日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグエクスプレス楠店

名古屋市北区三軒町1丁目41番1 ほか4筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後			変更 年月 日
名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所	
マックスバリュ中部(株)	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中 区錦一丁目 18番22号	イオンビッ グ(株)	代表取締役 宮崎 剛	名古屋市中 村区名駅五 丁目25番 8 号	令和 元年 6月 1日
イオンビッ グ(株)	代表取締役 宮崎 剛	名古屋市中 村区名駅五 丁目25番 8 号	変更なし	代表取締役 小林 健太 郎	変更なし	令和 元年 9月 6日

3 変更の日

上記2で既述

4 変更した理由

上段については、小売業者変更のため

下段については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 2年 1月27日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 3月 2日から同年 7月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 7月 2日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 3月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグエクスプレス平針店

名古屋市天白区原四丁目 206番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後	変更年月日
マックスバリュ平針店	ザ・ビッグエクスプレス平針店	令和元年 6月 1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後			変更年月日
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
マックスバリュ中部(株)	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中区錦一丁目18番22号	イオンビッグ(株)	代表取締役 宮崎 剛	名古屋市中村区名駅五丁目25番 8号	令和元年 6月 1日
イオンビッグ(株)	代表取締役 宮崎 剛	名古屋市中村区名駅五丁目25番 8号	変更なし	代表取締役 小林 健太郎	変更なし	令和元年 9月 6日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

2(1)については、小売業者変更のため

2(2)上段については、小売業者変更のため

2(2)下段については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 2年 1月27日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 3月 2日から同年 7月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 7月 2日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年3月4日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム名古屋大高インター店

名古屋市緑区大高町蔵王殿 2番 3 ほか96筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)カインズ	代表取締役 土屋 裕雅	埼玉県本庄 市早稲田の 杜一丁目 2 番 1号	変更なし	代表取締役 高家 正行	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)カインズ	代表取締役 土屋 裕雅	埼玉県本庄 市早稲田の 杜一丁目 2 番 1号	変更なし	代表取締役 高家 正行	変更なし

3 変更の日

平成31年 3月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 2年 2月14日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 3月 4日から同年 7月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 7月 6日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年3月4日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム名古屋当知店

名古屋市港区当知一丁目601番 ほか1筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)カインズ	代表取締役 土屋 裕雅	埼玉県本庄 市早稲田の 杜一丁目2 番1号	変更なし	代表取締役 高家 正行	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)カインズ	代表取締役 土屋 裕雅	埼玉県本庄 市早稲田の 杜一丁目2 番1号	変更なし	代表取締役 高家 正行	変更なし

3 変更の日

平成31年3月1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 2年 2月14日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 3月 4日から同年 7月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 7月 6日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 3月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム名古屋堀田店

名古屋市瑞穂区新開町2401番 1 ほか 1筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)カインズ	代表取締役 土屋 裕雅	埼玉県本庄 市早稲田の 杜一丁目 2 番 1号	変更なし	代表取締役 高家 正行	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)カインズ	代表取締役 土屋 裕雅	埼玉県本庄 市早稲田の 杜一丁目 2 番 1号	変更なし	代表取締役 高家 正行	変更なし

3 変更の日

平成31年 3月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 2年 2月14日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 3月 4日から同年 7月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 7月 6日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 3月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム名古屋守山店

名古屋市守山区大字下志段味字生下り2287番70

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)カインズ	代表取締役 土屋 裕雅	埼玉県本庄 市早稲田の 杜一丁目 2 番 1号	変更なし	代表取締役 高家 正行	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)カインズ	代表取締役 土屋 裕雅	埼玉県本庄 市早稲田の 杜一丁目 2 番 1号	変更なし	代表取締役 高家 正行	変更なし

3 変更の日

平成31年 3月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 2年 2月14日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 3月 4日から同年 7月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 7月 6日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 3月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名古屋港ショッピングモール

名古屋市港区一州町 1番の 3

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)カインズ	代表取締役 土屋 裕雅	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目 2 番 1号	変更なし	代表取締役 高家 正行	変更なし	平成 31年 3月 1日
2	(株)アルペン	代表取締役 水野 泰三	名古屋市中区丸の内二丁目 9番40号	変更なし	代表取締役 水野 敦之	変更なし	平成 28年 9月 28日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)カインズ	代表取締役 土屋 裕雅	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目 2 番 1号	変更なし	代表取締役 高家 正行	変更なし	平成 31年 3月 1日

2	(株)アルペン	代表取締役 水野 泰三	名古屋市中 区丸の内二 丁目 9番40 号	変更なし	代表取締役 水野 敦之	変更なし	平成 28年 9月 28日
---	---------	----------------	--------------------------------	------	----------------	------	------------------------

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 2年 2月14日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 3月 4日から同年 7月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 7月 6日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課